

平成19年度 第1回
四国地方整備局事業評価監視委員会 議事概要

1. 日 時 平成19年10月12日(金) 13時30分～16時30分

2. 場 所 高松サンポート合同庁舎 低層階2階(アイホール)

3. 出席者

委 員：柏谷委員長、井原委員、大年委員、鈴木委員、那須委員、松根委員、村上委員
四国地整：次長、次長兼総務部長、企画部長、港湾空港部長、用地部長、河川調査官、
道路調査官 他

4. 委員長選出

- (1) 委員長に、柏谷委員を選出。
- (2) 副委員長に、井原委員を指名。

5. 審 議

- (1) 再評価対象事業の審議
- (2) 事後評価対象事業の審議

6. 審議結果

(1) 再評価対象事業の審議

以下の事業について審議した結果、四国地方整備局の再評価及び対応方針(原案)は妥当である。

●一般国道11号 川之江三島バイパス

○対応方針(原案)

・事業継続

○主な意見等

・事業が長期化している場合は、その原因をしっかりと説明する必要がある。

●一般国道11号 新居浜バイパス

○対応方針(原案)

・事業継続

○主な意見等

・特になし。

●一般国道32号 綾南・綾歌・満濃バイパス

○対応方針(原案)

・事業継続

○主な意見等

・費用便益分析における残事業の内部収益率が高い値を示している場合は、指標のとりあつかい等について補足説明すべきである。

・事業の長期化の原因を十分分析した上で残事業の進捗を図る必要がある。

・今後仮に他の箇所で大災害が発生することが想定される場合には、その緊急度を考慮した事業の実施が必要である。

●一般国道 55 号 阿南道路

○対応方針（原案）

- ・事業継続

○主な意見等

- ・特になし。

●一般国道 56 号 土佐市バイパス

○対応方針（原案）

- ・事業継続

○主な意見等

- ・特になし。

●今治港富田地区多目的国際ターミナル整備事業

○対応方針（原案）

- ・事業継続

○主な意見等

- ・基本的に問題なし。今後、四国地方の港湾整備のあり方や将来性について、広域的な視点からの説明をお願いしたい。

(2) 事後評価対象事業の審議

以下の事業について審議した結果、四国地方整備局の事後評価及び対応方針(案)は妥当である。

●那賀川水系 桑野川河川災害復旧等関連緊急事業

○対応方針（案）

- ・改善措置及び今後の事後評価の必要性なし

○主な意見等

- ・便益評価の際には本来の評価内容の意味や有効範囲の限界を整理した上で行うことが必要。